

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会  
教科に関する専門的事項に関する検討委員会(第2回)

議事次第

令和5年7月21日(金)

10:00～12:00

W E B 会 議

1. 開会

2. 議事

- (1)教科に関する専門的事項に関するワーキンググループからの報告
- (2)教科に関する専門的事項に関する検討委員会 まとめ(案)について
- (3)その他

3. 閉会

(配布資料)

- 資料1 教科に関する専門的事項に関する検討委員会(第1回)主な意見
- 資料2 教科に関する専門的事項に関する検討経過等について
- 資料3 教科に関する専門的事項に関する検討委員会 まとめ(案)について
- 資料4 教科に関する専門的事項の改正に係るスケジュール(案)

参考資料1 令和5年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業の3次公募について(事務連絡)

参考資料2 認定講習等一覧(令和4年度実績:理科・技術・家庭・情報)

参考資料3 教科に関する専門的事項に関する検討委員会(第1回)議事録

参考資料4 教科に関する専門的事項に関する検討委員会・ワーキンググループの設置について

参考資料5 中学校学習指導要領

参考資料6 高等学校学習指導要領

教科に関する専門的事項に関する検討委員会（第 1 回）  
主な意見

（総論）

- 自分の地域では技術の教員が配置できない学校が 4 月時点で 5 校程度あり、近隣の学校から正規の教員に来てもらったり、時間講師の先生にお願いしたりする。子供や保護者の立場に立てば、免許を持った教員に教えてもらいたいだろう。技術の免許取得者や教職課程大学を増やすことが大事。
- 東京都では、技術、家庭、理科の物理等、採用倍率が非常に低い。臨時免許状の授与件数や免許外教科担任の許可件数の現状も十分考慮して、科目区分の見直しを検討すべき。
- 技術や理科の免許取得が想定される理数系の学生は、民間での引き合いもあり、将来的に人材が不足することが予想される。そのような状況も踏まえ、議論を進めていきたい。
- 日本の教員免許制度は開放制の原則（教員養成系大学・学部でなくても教職課程を設置することができる制度）をとっていることの共通認識をもって議論をする必要がある。一般大学の学生が免許を取ることも踏まえるべき。
- 専門的事項の見直しだけで教員を取り巻くあらゆる課題が解決するわけではないが、本検討委員会の設置目的を踏まえれば、専門的事項の科目をどう改善していくかということに焦点をあてるべき。
- 本検討委員会は専門的事項の部分を議論する場であるため、「各教科の指導法」の授業科目で扱うべき指導の方法と、本委員会の扱う専門的事項との別を見極めながら議論をしていく必要がある。
- 教科教育を専門とする立場としては、あれもこれも大事と言って内容が膨らんでいく傾向があるため、その中でも本当に必要な部分はどこなのかと考える必要がある。
- 中学校の教員になる学生は、中学校の学習内容だけを修得して教員になるわけではない。より高度な内容を修得しているからこそ、学校で教員として指導することができる。それを踏まえれば、専門的事項の科目の専門性の担保は重要。
- 科目区分の検討をする際、内容面での論点として学習指導要領との関係も大事であるが、免許状を取得する学生の負担等も踏まえ、中学と高校との並びという観点も必要である。
- 科目区分が細分化されていると、その区分ごとに必修科目が必要になり、大学が課程認定を受けたり維持したりすることや、学生が免許を取得することが難しくなる。

- 括弧書きで内容を細かく指定していくことが現在の状況に合っているかは検討の余地がある。

#### (技術・情報について)

- 技術や情報では、手段としてコンピュータを用い「情報」を内容として扱っていくが、この部分は進化・変化が速い。科目区分の名称を検討する際、現在の問題と将来を見据え、時代が変わっても揺らがない根本的なことを表す言葉や、時代の変化に影響されない名称とする必要がある。
- 情報の授業では、実習が前提で行われている。「実習を含む。」という括弧書きが記述された時代の背景なども踏まえて検討していく必要がある。
- 技術は他の教科との比較で科目区分数が多いので、区分を統合していくことは考えられる。技術の免許を取得する学生は工学系の学生が想定されるため、数学や理科の教科とも親和性がある。それらの他教科の免許との併有を可能にするためにも科目区分を削減する視点は大事。

#### (理科について)

- 中学理科で物理・化学・生物・地学それぞれで分かれて実験の科目区分が置かれているのは、中学では特に安全面や実験を実施する技能面での質確保という背景があると考える。理科の実験科目や技術等の「実習を含む」の括弧書きを削除してしまうと、それを修得せずに単位が認定されることになる。質確保の面からは科目区分に残すべきではないか。
- 理科の免許状を持っていても教員にならない選択をする者がいるが、学校現場での理科教員としての負担感や大変さに起因するケースもあるため、免許取得者を増やすために免許取得の負担を軽減することは理解しつつも、そのことと採用が直結するかということは、慎重に見ていくべき。

#### (家庭について)

- 家庭科は実生活に即した内容を科学的・合理的に考えていく教科であるため、時代や生活環境等の変化に対応して変わっていく。見直しにあたっては、教科の特性に沿った考え方が必要。
- 家庭科では、衣、食、住、家庭経営、保育、高校ではこれに加え家庭電気・家庭機械・情報処理といった柱があるが、それぞれが関連性を持ちながら学んでいく形態があつてよい。例えば、家庭電気・家庭機械は、衣食住の領域の中で学ぶことができるのではないか。関連する部分を領域横断的に学ぶことが、応用的な教科である家庭科には馴染むのではないか。

## 教科に関する専門的事項に関する検討経過等について

## ■ 令和 5 年 4 月 26 日(水)

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

- ・教科に関する専門的事項に関する検討委員会の設置

## ● 令和 5 年 5 月 12 日(金)

教科に関する専門的事項に関する検討委員会(第1回)

- ・教科に関する専門的事項に関する検討
- ・教科に関する専門的事項に関するワーキンググループの設置

## ○ 令和 5 年 5 月 16 日(火)

&lt;技術・情報&gt;ワーキンググループ(第1回)

## ○ 令和 5 年 5 月 22 日(月)

&lt;理科&gt;ワーキンググループ(第1回)

## ○ 令和 5 年 5 月 25 日(木)

&lt;家庭&gt;ワーキンググループ(第1回)

## ○ 令和 5 年 6 月 15 日(木)

&lt;技術・情報&gt;ワーキンググループ(第2回)

## ○ 令和 5 年 6 月 20 日(火)

&lt;家庭&gt;ワーキンググループ(第2回)

## ○ 令和 5 年 6 月 26 日(月)

&lt;理科&gt;ワーキンググループ(第2回)

## ○ 令和 5 年 7 月 6 日(木)

&lt;技術・情報&gt;ワーキンググループ(第3回)

## ○ 令和 5 年 7 月 11 日(火)

&lt;家庭&gt;ワーキンググループ(第3回)

## ● 令和 5 年 7 月 21 日(金)

教科に関する専門的事項に関する検討委員会(第2回)

- ・教科に関する専門的事項に関するワーキンググループからの報告
- ・教科に関する専門的事項に関する検討委員会まとめ(案)

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会  
教科に関する専門的事項に関する検討委員会  
まとめ（案）

1. 中学校・高等学校教諭普通免許状「理科」について

（1）見直しの基本的な方向性

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第4条第1項表備考第一号二において、中学校教諭の普通免許状「理科」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「中学校理科科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 物理学
- ・ 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
- ・ 化学
- ・ 化学実験（コンピュータ活用を含む。）
- ・ 生物学
- ・ 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
- ・ 地学
- ・ 地学実験（コンピュータ活用を含む。）

また、施行規則第5条第一項表備考第一号ホにおいて、高等学校教諭の普通免許状「理科」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「高等学校理科科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 物理学
- ・ 化学
- ・ 生物学
- ・ 地学
- ・ 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

検討の結果、中学校理科科目区分及び高等学校理科科目区分を次のように見

直すことを求める。

- 中学校理科科目区分については
  - ・ 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を統合し、「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の1科目区分とする。また、それぞれの「（コンピュータ活用を含む。）」について削除する。
- 高等学校理科科目区分については、
  - ・ 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」のうち、それぞれの「（コンピュータ活用を含む。）」について削除する。
- 中学校理科科目区分の「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」については、物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験のいずれの内容も扱うこととする。

（参考）見直し後の中学校理科科目区分及び高等学校理科科目区分

#### 中学校理科科目区分

- ・ 物理学
- ・ ~~物理学実験（コンピュータ活用を含む。）~~
- ・ 化学
- ・ ~~化学実験（コンピュータ活用を含む。）~~
- ・ 生物学
- ・ ~~生物学実験（コンピュータ活用を含む。）~~
- ・ 地学
- ・ ~~地学実験（コンピュータ活用を含む。）~~
- ・ 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験

#### 高等学校理科科目区分

- ・ 物理学
- ・ 化学
- ・ 生物学
- ・ 地学
- ・ 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用

を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)

## (2) 必要な移行措置等

(1) を踏まえ、以下の措置を講じることが必要である。

- 改正前の中学校理科科目区分の「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)」、「化学実験(コンピュータ活用を含む。)」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む。)」及び「地学実験(コンピュータ活用を含む。)」の4分野の実験科目全てを既に修得した者又は卒業までに修得する者については、改正後の「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」を修得した者とみなすことができること。なお、改正前の当該実験科目のうち、一部実験科目を修得した者の単位は、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができること。
- 改正前の高等学校理科科目区分の「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」を既に修得した者又は卒業までに修得する者については、改正後の「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」を修得した者とみなすことができること。
- 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第八の規定により高等学校教諭普通免許状「理科」を基礎として中学校教諭普通免許状「理科」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」とすること。
- 小学校高学年の教科担任制における専科指導優先実施教科であること等を踏まえ、複数校種、複数教科の免許状保有を促進する観点から、各都道府県教育委員会等に対し、免許法認定講習の開設等を促す。

## 2. 中学校教諭普通免許状「技術」について

### (1) 見直しの基本的な方向性

施行規則第4条第1項表備考第一号リにおいて、中学校教諭の普通免許状「技術」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「中学校技術科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 木材加工（製図及び実習を含む。）
- ・ 金属加工（製図及び実習を含む。）
- ・ 機械（実習を含む。）
- ・ 電気（実習を含む。）
- ・ 栽培（実習を含む。）
- ・ 情報とコンピュータ（実習を含む。）

検討の結果、中学校技術科目区分を次のように見直すことを求める。

- 平成29年に告示された中学校学習指導要領において、4つの内容構成に整理されていることを踏まえ、現行の中学校技術科目区分を改め、次の4項目とする。
  - ・ 材料加工（実習を含む。）
  - ・ 機械・電気（実習を含む。）
  - ・ 生物育成
  - ・ 情報とコンピュータ
- 「材料加工（実習を含む。）」については、あらゆる種類の材料の加工を網羅する必要はなく、特定の材料（木材、金属、プラスチックなど）の加工について一般的包括的な内容を扱うものであれば、施行規則第4条第1項表備考第二号に定める「教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない」との要件（以下「一般的包括的要件」という。）を満たすものとする。
- 「機械・電気（実習を含む。）」については、機械及び電気のどちらの内容も扱うこととする。
- 「生物育成」については、あらゆる種類の生物の育成を網羅する必要は無く、



特定の生物（作物、動物、水産生物など）の育成について一般的包括的な内容を扱うものであれば、一般的包括的要件を満たすものとする。

- （実習を含む。）の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。

## （２）必要な移行措置等

（１）を踏まえ、以下の措置を講じることが必要である。

- 改正前の科目（例 木材加工（製図及び実習を含む。））を既に修得した者又は卒業するまでに修得する者については、それぞれその科目の内容を含む改正後の科目（例 材料加工（実習を含む。））を修得した者とみなすことができること。
- ただし、改正後の「機械・電気（実習を含む。）」については、改正前の「機械（実習を含む。）」及び「電気（実習を含む。）」の両方を修得した者についてのみ、修得したものとみなすことができること。なお、改正前の「機械（実習を含む。）」又は「電気（実習を含む。）」のいずれかの科目を修得した者の単位は改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができること。
- 教育職員免許法別表第八の規定により高等学校教諭普通免許状「工業」又は「情報」を基礎として中学校教諭普通免許状「技術」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「材料加工（実習を含む。）」及び「生物育成」とすること。
- 免許外教科担任の許可件数が多いことから、各都道府県教育委員会等に対し、免許法認定講習の開設等を促すとともに、国としても必要な措置を講じること。また、「情報とコンピュータ」については、毎年、免許法認定通信教育として大学等による科目が開設されている。これらの科目が一般的包括的要件を満たすか否かについては、一律に除外するのではなく、各科目の授業内容を踏まえ、教員免許を授与する各都道府県教育委員会において適切に判断する必要があることを周知すること。

### 3. 中学校・高等学校教諭普通免許状「家庭」について

#### 1. 見直しの基本的な方向性

施行規則第4条第1項表備考第一号ヌにおいて、中学校教諭の普通免許状「家庭」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「中学校家庭科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ 住居学
- ・ 保育学（実習を含む。）

また、施行規則第5条第1項表備考第一号ワにおいて、高等学校教諭の普通免許状「家庭」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「高等学校家庭科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ 住居学（製図を含む。）
- ・ 保育学（実習及び家庭看護を含む。）
- ・ 家庭電気・家庭機械・情報処理

検討の結果、中学校家庭科目区分及び高等学校家庭科目区分を次のように見直すことを求める。

- 中学校家庭科目区分については
  - ・ 「被服学（被服製作実習を含む。）」の「（被服製作実習を含む。）」を「（被服実習を含む。）」とする。
  - ・ 「保育学（実習を含む。）」のうち、「（実習を含む。）」を削除する。
- 高等学校家庭科目区分については、
  - ・ 「被服学（被服製作実習を含む。）」の「（被服製作実習を含む。）」を「（被服実習を含む。）」とする。

- ・「住居学（製図を含む。）」のうち、「(製図を含む。)」を削除する。
  - ・「保育学（実習及び家庭看護を含む。）」のうち、「(実習及び家庭看護を含む。)」を削除する。
  - ・「家庭電気・家庭機械・情報処理」を削除する。
- （実習を含む。）の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。

（参考）見直し後の中学校家庭科目区分及び高等学校家庭科目区分

#### 中学校家庭科目区分

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ 住居学
- ・ ~~保育学（実習を含む。）~~

#### 高等学校家庭科目区分

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ ~~住居学（製図を含む。）~~
- ・ ~~保育学（実習及び家庭看護を含む。）~~
- ・ ~~家庭電気・家庭機械・情報処理~~

## 2. 必要な移行措置等

1. を踏まえ、以下の措置を講じることが必要である。

- 改正前の科目（例 住居学（製図を含む。））を既に修得した者又は卒業するまでに修得する者については、それぞれ改正後の科目（例 住居学）を修得した者とみなすことができること。
- 既に修得した又は卒業までに修得する「家庭電気・家庭機械・情報処理」の単位については、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができること。
- 今回の改正により、中学校家庭科目区分と高等学校家庭科目区分が完全に

一致することになる。このため、教育職員免許法別表第八の規定により中学校教諭普通免許状「家庭」を基礎として高等学校教諭の普通免許状「家庭」の授与を受ける場合について、特定の高等学校科目区分を大学独自科目に含める規定は削除すること。

- 中学校、高等学校ともに免許外教科担任の許可件数が多いことから、各都道府県教育委員会等に対し、免許法認定講習の開設等を促すとともに、国としても必要な措置を講じる。

#### 4. 高等学校教諭普通免許状「情報」について

##### (1) 見直しの基本的な方向性

施行規則第5条第1項表備考第一号カにおいて、高等学校教諭の普通免許状「情報」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「高等学校情報科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 情報社会・情報倫理
- ・ コンピュータ・情報処理（実習を含む。）
- ・ 情報システム（実習を含む。）
- ・ 情報通信ネットワーク（実習を含む。）
- ・ マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）
- ・ 情報と職業

検討の結果、高等学校情報科目区分を次のように見直すことを求める。

- ・ 情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理
- ・ コンピュータ・情報処理
- ・ 情報システム
- ・ 情報通信ネットワーク
- ・ マルチメディア表現・マルチメディア技術

なお、各科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。

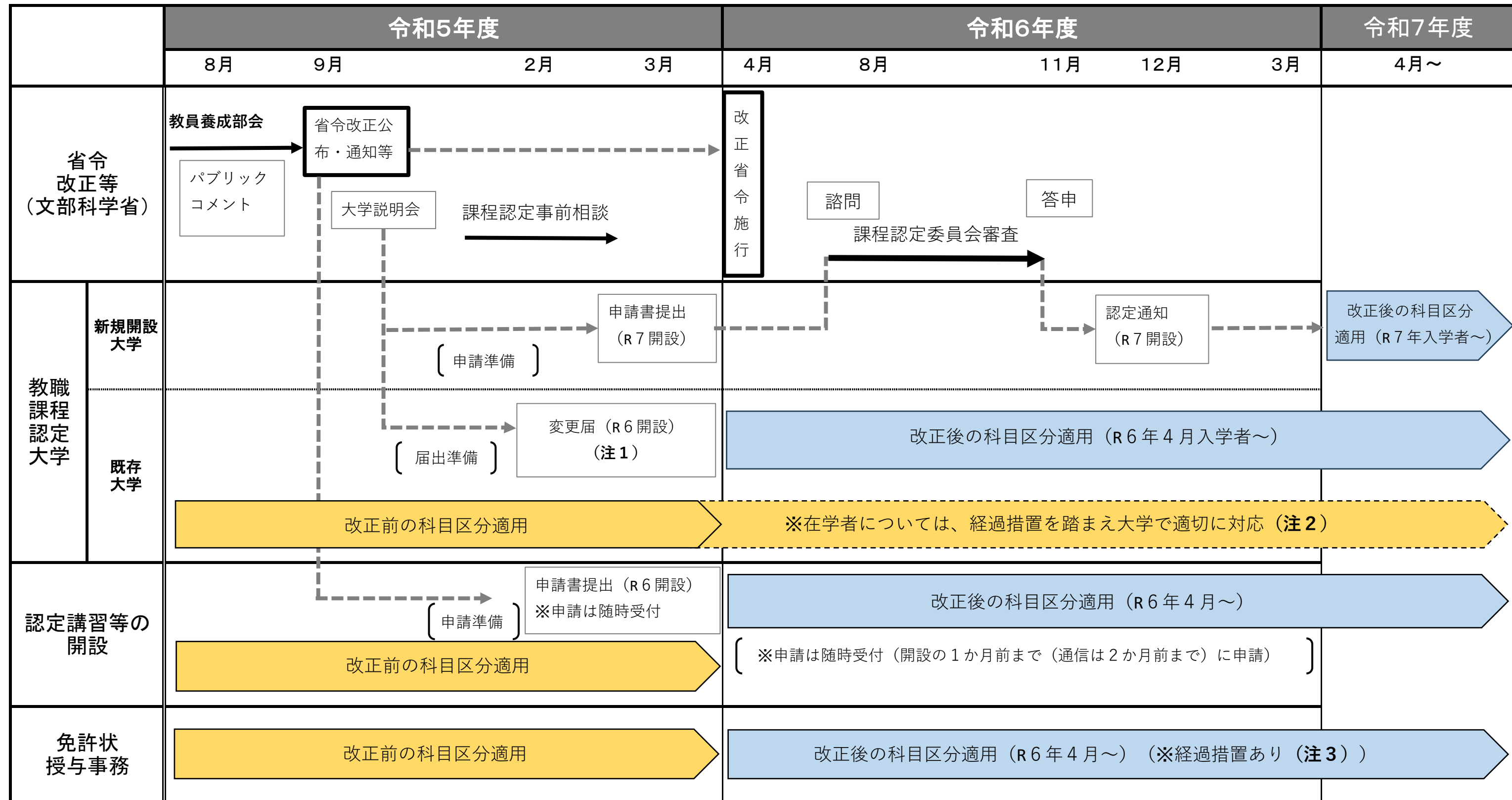
##### (2) 必要な移行措置等

(1) を踏まえ、以下の措置を講じることが必要である。

- 改正前の科目（例 コンピュータ・情報処理（実習を含む。））を既に修得した者又は卒業するまでに修得する者については、それぞれその科目の内容を含む改正後の科目（例 コンピュータ・情報処理）を修得した者とみなすことができること。

- ただし、改正後の「情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理」については、改正前の「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」の両方を修得した者についてのみ、修得したものとみなすことができること。なお、改正前の「情報社会・情報倫理」又は「情報と職業」のいずれかの科目を修得した者の単位は改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができること。
- 教育職員免許法別表第八の規定により中学校普通免許状「技術」を基礎として高等学校教諭普通免許状「情報」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「情報システム」「情報通信ネットワーク」「マルチメディア表現・マルチメディア技術」とすること。
- 免許外教科担任の許可件数が多いことから、各都道府県教育委員会等に対し、免許法認定講習の開設等を促すとともに、国としても必要な措置を講じること。また、高等学校情報科目区分に掲げる各科目については、毎年、免許法認定通信教育として大学等による科目が開設されている。これらの科目が一般的包括的要件を満たすか否かについては、各科目の授業内容を踏まえ、教員免許を授与する各都道府県教育委員会において適切に判断する必要があることを周知すること。

## 教科に関する専門的事項の改正に係るスケジュール（案）



- (注1) 施行日が令和6年4月であるため、令和6年度入学者以降のカリキュラムは本改正後の科目区分に即した変更届による手続を行うこととなる(必須)。なお、現在、本改正に係る教科の教職課程認定申請をしている大学(R6年度開設分申請)については、認定後の計画変更届手続において、改正内容の変更対応を受け付ける。
- (注2) 経過措置により、既に修得した又は卒業までに修得する改正前の科目区分の科目は、基本的に改正後の科目として読み替えが可能。在学者について、改正前の科目で履修させた上で経過措置による読み替えを行うか、改正後の科目に変更した上で履修させるかは、大学の状況に応じて判断すること。在学者にも改正後の科目を履修させる場合は、在学者にも適用する旨の変更届による手続を行う。
- (注3) 改正前の科目を修得した者の免許状授与申請が考えられるため、経過措置を踏まえ授与事務の対応を行うこと。